



恵那記者会同時配布資料
岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和5年11月22日（水）岐阜県発表資料			
所属	担当課	担当者	電話番号
恵那県事務所	環境課	野原 勝樹	代表 0573-26-1111（内線215） FAX 0573-25-7129

恵那市武並町^{たけなみ}地内における土壌汚染について（第2報）

恵那市武並町地内における土壌汚染については、第1報を令和5年11月6日（月）にお知らせしたところです。このことについて、「岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、調査対象範囲内にある井戸2本の水質検査を実施したところ、このうち1本から地下水環境基準を超過するふっ素が検出されましたのでお知らせします。

1 周辺井戸水の検査結果

〔採水日〕 令和5年11月7日（火）

〔結果確認日〕 令和5年11月22日（水）

〔分析機関〕 県保健環境研究所

項目	検査 検体数	基準超過 検体数	検査結果 (mg/L)	地下水環境基準 (mg/L)	基準 超過倍率
ふっ素	2	1	0.29～2.5	0.8以下	3.1倍

2 井戸水の利用状況調査結果

検査を行った2本の井戸は、いずれも飲用利用されていました。

基準を超過した井戸の所有者に対して、井戸水の飲用を控えるように助言します。

3 今後の対応

（1）地下水調査結果について

今回水質検査を実施した井戸の所有者に対して、検査結果をお知らせします。

（2）地下水調査について

要綱に基づき、恵那市の協力を得て、新たに地下水環境基準の超過が確認された井戸から調査済みの地域を除く半径300mの範囲内にある事業場及び家庭を対象に、井戸水の利用状況調査及び水質検査を実施します。

（3）地域住民への情報提供について

周辺地域は上水道が普及していますが、井戸水を利用している場合は、水質検査結果が判明するまでの間、飲用自粛を呼びかけます。